

お知らせ

上越妙高駅周辺地区商業地域への
進出企業支援制度の期限を延長

市では、上越

妙高駅周辺地区商業地域への企業進出を補助事業で支援しています。対象事業者の認定要件の1つである「事業の開始期限」を「令和8年3月31日」から「令和11年3月31日」までに延長しました。具体的な補助ページをご覧ください。



交通政策課

(☎)025・520・5632



道路に工物や乗り入れ口を
設ける場合は申請を

道路への工事用の足場の設置、歩道の縁石の撤去、側溝に蓋をか



けるなどして乗り入れ口を設けるなどの工事を行う際は、事前に道路管理者の許可が必要です。申請後、許可書が発行されるまで

2週間程度かかりますので、早めの手続きをお願いします。
申渡道路課(☎)025・520・5769、各総合事務所

計画書の縦覧

縦覧の内容について意見書(任意様式)を提出することができます。計画書の縦覧を行うため、パブリックコメントは実施しません。

所 農政課、各総合事務所 問 農政課(☎)025・520・5606

計画の変更

時 3月中旬～下旬



● 上越市農業振興地域整備計画の変更案

時 3月中旬～4月中旬



パブリックコメント市民意見公募手続き
意見募集結果を公表

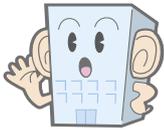
● 第3期上越市空き家等対策計画(案)

時 結果公表期間 3月9日

月 4月8日

所 公公表場

所 建築住宅



もよおし・講座

募集

無料相談

令和8年度 タクシー利用券・バス利用券・自動車燃料購入券・自動車燃料費助成

問 福祉課(☎)025-520-5695

☑ 身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている人

※所得制限があるため、申請受付時に令和6年中の所得を確認します。

● 助成内容

下記①～④のうち、いずれか1つを申請できます。



種類	申請に必要なもの
① タクシー利用券	申請書、障害者手帳、マイナンバーカード
② タクシー利用券とバス利用券セット	
③ 自動車燃料購入券	申請書、障害者手帳、申請者(運転者)の運転免許証、車検証、手帳所持者のマイナンバーカード
④ 自動車燃料費助成	

※手帳所持者以外の方が手続きする場合は、上記のほか、手続きする人の本人確認書類と、手帳所持者本人の印鑑を持参してください。

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。(申請窓口にもあります)

※タクシー利用券または自動車燃料購入券の交付を郵送で希望する場合は、郵送料(460円)分、タクシー利用券とバス利用券のセットの交付を郵送で希望する場合は、郵送料(620円)分の切手を添えて申請してください。

※助成額は、市議会3月定例会の審議後に決定します。

受付場所	受付日	受付時間
福祉課、各総合事務所	3月25日☎～随時	平日の午前8時30分～午後5時15分
福祉交流プラザ(福祉申請窓口)		平日の午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
雁木通りプラザ 1階ロビー	3月26日☎	午前9時～正午、午後1時～3時
レインボーセンター 1階多目的ホール	3月27日☎	

課、市政情報コーナー(市役所木田第一庁舎1階)、各総合事務所、南・北出張所、市民プラザ、高田図書館、高田

図書館浦川原分館、オーレンプラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ

問 建築住宅課 (☎)025・520・5786

